

+

令和5年 第4回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和5年 第4回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和5年4月24日(月)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和5年4月24日 午前9時27分				
	閉会	令和5年4月24日 午前10時27分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	×	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番 12 番	福岡 裕幸	席番 13 番	橋口 美一		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	中水	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地係長	竹之内	主幹兼農地係長	圖師		
	主任主査	桑水				
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	○
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	×
3	今市 光則	×	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	○
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第24号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第26号 農用地利用集積計画決定について</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和5年第4回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。安樂委員より欠席の届けがございました。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により、席番12番、福岡裕幸委員と席番13番、橋口委員を指名いたします。よろしくお願いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、神宮司委員の報告をお願いします。</p>
委員	神宮司	<p>〇〇さん申出のあっせんについて、報告いたします。先月に引き続いてあっせん活動を行っていますが、申請人の希望する価格と周辺農地の売買事例との差もあり、まだ目途が立っておりません。あっせん活動を継続していきたいと思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、上野委員の報告を2件まとめてお願いします。</p>
委員	上野	<p>〇〇さんを代理人とした田のあっせんにつきましては、買い手が見つかるまでには至っていません。土地の形状が悪いため、価格を下げれば買っていいという方がいましたが、価格は下げたくないという申出者の意向もあり、なかなか難しい状況です。もう1件の〇〇さん申出分についても、価格を少し下げれば買うという方はいますが、価格の折り合いがついていない状況です。いずれについても活動を継続していきたいと思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、福岡裕幸委員の報告を2件まとめてお願いします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>会長より依頼のありました〇〇さん、〇〇さん申出のあっせんにつきましては成立しましたので、次回報告したいと思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、脇田廣昭委員の報告を3件まとめてお願いします。</p>
委員	脇田廣昭	<p>2月の総会で依頼のありましたあっせんが、成立しましたので報告いたします。議案書4ページのあっせん資料7番です。所在、地目等は資料のとおりです。場所は、市役所松山庁舎より県道110号塗木大隅線を泰野方面へ700mほど進み、市道仮屋・大谷線へ左折し、川路地区方面へ1kmほど進んだ中西橋を渡り、200m進んだ右側に位置します。</p> <p>譲受者は、志布志市松山町新橋仮屋集落にお住まいの〇〇さんで、主に甘藷、水稻を栽培されており、農機具はトラクター、田植機、軽トラを各1台保有されています。〇〇さん宅からは、車で4分の距離であり、あっせん価格は田が1,129㎡で、総額15万円でした。あっせん委員は工藤委員と私、脇田でした。</p> <p>次に、3月総会で依頼された〇〇さん申出分については、譲受者が決まりましたので、来月の総会で成立の報告ができると思います。</p>

<p>議長 萩迫 委員 山迫</p>	<p>続きまして、〇〇さん申出分については畑が2筆でしたが、1筆は譲受者が決まりましたので、来月の総会で成立の報告ができると思います。残りの1筆については、あっせん活動を継続していきたいと思います。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。次に、山迫委員の報告をお願いします。</p> <p>会長から依頼のありました〇〇さん申出分の茶畑のあっせんにつきましては、茶木が老木であるため抜根が必要ということからなかなか買い手も渋っているところですが、何とか頑張っ活動継続していきたいと思ひます。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について報告いたします。3月23日、志布志庁舎で開催されました志布志市農業公社評議員会に、3月24日、鹿児島市で開催されました鹿児島県農業会議第103回通常総会に出席しました。</p> <p>4月4日、事務局での事務打合せ及び志布志分室会計年度任用職員採用に伴う辞令交付式、4月12日、第4回定例総会に係る議案打合せを行いました。</p> <p>次に、日程第4、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、6件の申請でございます。</p> <p>まずは、6ページ、番号23番を審議いたします。番号23番の譲受人である〇〇さんは、志布志市外に居住されているため、本日の総会に出席を要請してございます。〇〇さんの入室を許可いたします。</p>
<p>会場 議長 萩迫 事務局 竹之内</p>	<p>(〇〇氏 入室)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請の番号23について、ご説明申し上げます。議案書は6ページです。譲渡人は、鹿児島市田上〇丁目にお住まいの〇〇さん69歳で、譲受人は、曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん69歳です。申請地は記載されているとおりで、田が1筆で2,701㎡です。〇〇さんは確認したところ認定農業者ではないため、本日ご出席いただいております。詳細につきましては、お尋ねいただければと思ひます。</p> <p>今回の申請地の場所は、志布志市志布志町田之浦の上田之浦地区山村研修センターから、県道65号南之郷志布志線を北へ280m進み左折し、農道を1.2km進んだ右側にあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料3ページのとおりでございますが、申請地には水稻を作付けすることです。申請事由は、譲渡人につきましては農業廃止、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまひます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまひます。</p> <p>以上で番号23番について説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 萩迫 委員 神宮司</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまひて、何か御意見ございませんか。</p> <p>農業委員の神宮司と申します。よろしくお願ひします。曾於市から田之浦までの道路事情もかなり良くなっていると思ひますが、ご自宅からほ場までの通作に係る時間はどれくらいですか。</p>

議受人	〇〇	車で1、2分ぐらいです。
委員	神宮司	昨年の夏頃、田之浦の農地を取得されていますが、その近くですか。
議受人	〇〇	はい、近くです。
委員	神宮司	わかりました。作付けの方は、よろしくお願いします。
議長	萩迫	他にございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、〇〇さんにはここで退席いただきます。お忙しいところ、ありがとうございました。
会場		(〇〇氏 退室)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号24番を審議いたします。同じく事務局の説明を求めます。
事務局	竹之内	議案第23号、農地法3条の規定による許可申請の番号24番についてご説明申し上げます。議案書は6ページです。譲渡人は、曾於郡大崎町菱田にお住まいの〇〇さん68歳で、譲受人は同じく曾於郡大崎町神領にお住まいの〇〇さん38歳です。申請地は記載されているとおりで、田が4筆で3,599㎡です。〇〇さんは確認したところ、認定農業者ではございませんが、親子間の贈与、受贈のため本日はお呼びしておりません。 今回の申請地の場所は、志布志市有明町蓬原にあるJAあおぞら総合福祉センターから市道大久保・東中組線を西に1.3km進み右折し、農道を110m進んだ左側に1筆、同じく有明町蓬原にあるJAあおぞら総合福祉センターから市道一丁田・宇都鼻線を西に1.4km進み左折し、市道平山・荷返線を620m進み左折し、農道を150m進んだ左側に1筆、同じく有明町蓬原にあるJAあおぞら総合福祉センターから、市道一丁田・宇都鼻線を西に950m進み右折し、市道平山・上大久保線を130m進んだ左側に1筆、さらに北隣に1筆あります。〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料4ページのとおりでございますが、申請地には牧草を作付けすることです。通作距離は自宅から車で10分とのことです。申請事由は、譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。 以上で番号24番について説明を終わります。御審議方、よろしく申し上げます。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に7ページ番号25番を審議いたします。同じく事

<p>事務局 竹之内</p>	<p>務局の説明を求めます。</p> <p>議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請の番号25番についてご説明申し上げます。議案書は7ページです。譲渡人は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さん86歳で、譲受人は、曾於市末吉町岩崎にある有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地は、記載されているとおりで、畑が1筆で758㎡です。有限会社〇〇は、確認したところ認定農業者であるため、本日はお呼びしておりません。</p> <p>今回の申請地の場所は、志布志市松山町新橋の河床陣屋から市道新橋・宮田上線を北へ1.6km進み右折し、市道宮田上1号線を120m進んだ右側にあります。有限会社〇〇の農業経営につきましては、総会資料5ページのとおりでございますが、申請地にはお茶が作付けされています。通作距離は、会社から徒歩で10分とのこと。申請事由は、譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>以上で番号25番について説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に番号26番を審議いたします。隈元委員の報告を お願ひします。</p>
<p>委員 隈元</p>	<p>会長より依頼のありました番号26を報告いたします。譲渡人は、東京都府中市にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん51歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は県道110号塗木大隅線沿いの大野原集会施設から田之浦方面へ300m進み、南へ800m、東へ400mほど行った右側です。譲受人宅からは、8分のところにあります。〇〇さんは認定農業者であり、夫婦で生産牛56頭を飼育し、WCSを12ha、牧草を5ha栽培しており、申請地にはWCSを作付けする予定とのこと。また、トラクター3台、田植機1台、車4台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 萩迫 委員 井久保 委員 隈元</p>	<p>はい、ご苦労様でした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 〇〇さんは農業廃止となっておりますが、農業をされていたのですか。 私も聞いておりませんが、住所を見たところ東京都府中市になってい ますので、農業に従事されているということはないと思ひます。表記については、事務局にお願ひします。</p>

事務局	桑水	譲渡人の〇〇さんについては、相続により農地を取得されていますが、農業はされておらず、申請書には主婦と記載されております。申請書に農業廃止と記載されていたため、申請書に添った表記としたところでございます。
議長	萩迫	他に御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号27番を審議いたします。宮脇茂樹委員の報告をお願いします。
委員	宮脇茂樹	<p>会長より依頼のありました番号27を報告いたします。譲渡人は、京都府綾部市にお住まいの〇〇さん69歳です。譲受人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん71歳です。申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は市役所松山庁舎から伊崎田方面に向かい坂を登り切り、100mほど下って行くと右側に高時のバス停があります。そこから牛ヶ迫集落方面へ300mほど行き、左に50m進んだ右下に畑が1筆、牛ヶ迫集落の納骨堂の周囲に田が2筆あります。3筆とも自宅から5分以内のところですよ。</p> <p>〇〇さんは、奥さんと2人で水稲と甘藷を作付けされており、これからも水稲と甘藷を作付けされていくとのことですよ。また、トラクター2台、田植機1台を保有しています。2筆の田のうち1筆は、非農地と判定されていましたが、今は水稲が作付けできる状態にされています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労様でした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に8ページ番号28番を審議いたします。番号28番につきましては、区分地上権設定に係る案件でございますが、農地法第5条による一時転用許可との関連があるため、後ほど審議いただきます農地法第5条の規定による許可申請との同時申請となっております。本案件は、令和2年第8回定例総会におきましても、農地法第3条及び第5条の同時申請で審議、議決いただきました案件の更新に係る申請でございますが、2議案に関連する案件でございますので、審議に先立ち事務局の補足説明を求めます。
事務局	桑水	議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請の番号28番につきましてご説明申し上げます。また、後ほど御審議いただく議案第25号農地法第5条の規定による許可申請の番号22番についても関連がございますので、併せてご説明申し上げます。

	<p>本案件は、営農型太陽光発電に伴う申請で5条の一時転用申請と3条の区分地上権設定の申請となります。平成28年に許可が出ておりまして、同じ場所の2回目の更新申請となります。営農型太陽光発電とは、農地に支柱を建てて営農を適切に継続しながら、農地の上の空間に太陽光発電設備を設置することにより農業と発電を両立する発電方法ですが、この場合、太陽光発電パネルを支える支柱の部分については、一時転用許可が必要となります。あくまでも一時的な転用の扱いであり、3年ごとに更新が必要となります。総会資料6ページに図を示しておりますので、ご覧ください。</p> <p>今回の申請地には、アシタバが作付けされており、太陽光発電施設の設置者は株式会社〇〇、アシタバの耕作者は、土地の所有者である〇〇さんです。太陽光発電設備の設置者と耕作者が異なる場合は、区分地上権を設定するための3条申請が必要となります。総会資料6ページの右の図になりますが、通常の地上権ではなく区分地上権となるのは、地表付近の営農部分は、土地の所有者が耕作のために使用し、頭上のソーラーパネル部分は、発電事業者が使用することから、それぞれが使用の権利を持つこととなるため、空間を区分する権利設定であり、農地法第3条第2項のただし書きに該当することから全部効率利用要件などの要件を満たす必要はございません。</p> <p>なお、農業委員会は3条の区分地上権の許可を行うときは、5条の県知事許可と同日付けて行うこととなっております。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労様でした。引き続き、脇田廣昭委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 脇田廣昭</p>	<p>それでは、会長より依頼のありました番号28を報告いたします。今回の申請は、区分地上権の設定で転用は後ほど5条で審議されますが、一時転用との同時申請となっております。営農型発電施設を設置するための区分地上権設定の農地法第3条の許可の判断については、農地法第3条第2項のただし書きに該当するため、農地法第3条第2項各号の要件を満たす必要はありません。権利が設定されている農地及び周辺の農地の営農に影響がないか、権利者の同意を得ているかを確認することとなっております。よって次のとおり報告させていただきます。</p> <p>区分地上権設定者は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんで、区分地上権者は、宮崎県都城市志比田町にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されてるとおりで、申請地の場所は市役所松山庁舎から県道110号塗木大隅線を泰野方面へ約3km進み、半下石建設がある三差路を左折し、市道中山・豊留線を約1.4km進んだところを左折、農道を約300m進んだ左側にあります。〇〇さんの自宅の目の前です。4月7日の現地調査に同行して現地を確認しましたが、アシタバはすでに刈取りがされており、植え替えをされる予定ということでした。また、申請地の周辺は、飼料作物や甘藷が作付けされておりますが、申請地は周辺より一段高くなっているため、周りへの影響はないと思われま。御審議方、よろしくお願いいいたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第23号農地法第3条の規定 による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。 なお、農地法第3条による区分地上権設定に係る許可日につきましては、 農地法第5条による一時転用に係る許可日と同日付で処理する必要がある ことから、番号28番の許可日につきましては、同時申請となっております農 地法第5条案件の許可日となりますので、御承知おきください。
委員	隈元	次に、日程第5、議案第24号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見に ついてを議題といたします。はじめに10ページ、番号6番を審議いたします。 現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。 議案第24号、番号6について報告します。調査日は4月7日、調査委員は 井久保委員、垣内委員と私、隈元です。総会資料は、8ページから10ページ です。譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、 東京都港区の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇株式会 社〇〇支店〇〇の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及 び総会資料のとおりです。場所は、東九州自動車道志布志有明インターチェ ンジの鹿屋方面への入口から市道飯山・通山1号線を南へ160m進み右折、 市道一丁田・宇都鼻線を500m進んだ左側に位置します。この場所は以前、 東九州自動車道建設の際、資材置場として使用されていたところです。除外 の目的は、バイオマス発電施設です。間伐材をペレット状にして投入し、燃 焼して発電するとのことでした。煙は、陽炎のような感じで周囲には問題な いとのことでした。すでに、野神と伊崎田にも同様の施設があるとのこと でした。個人的には、焼却後の木灰に興味を持ったところです。 申請地の農地区分は、道路で区切られた街区の面積に占める宅地面積の割 合が76%と、40%を超えている街区内にある農地のため、第3種農地の街区 内4割超宅地化農地に該当します。 以上のことにより調査委員協議の結果、農用地より除外してもやむを得な いのではないかとこの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いま す。
議長 委員	萩迫 坂中	はい。ご苦労様でした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 バイオマス発電施設は初めてのケースなので、こういう施設だというのが わかれば具体的な説明をお願いします。
事務局	竹之内	ただいまの坂中委員の御質問についてお答えします。今回のバイオマス発 電施設設置に係る計画変更は、委員おっしゃるとおり初めてであります。バ イオマス発電施設に係る資料は保有しておりますので、後ほど皆様方にお配 りするというところでよろしいでしょうか。
委員	坂中	はい。わかりました。

議長	萩迫	他に御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。農用区域からの除外を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号7番を審議いたします。同じく現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	議案第24号、番号7について報告します。調査日は4月7日、調査委員は井久保委員、垣内委員と私、隈元です。総会資料は、11ページから13ページです。申請人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、有明郵便局から県道523号志布志有明線を東へ600m進み信号を右折、さらに400m進み左折し、市道早馬・風八重線を230m進み左折、農道を170m進んだ左側に位置します。用途区分変更の目的は、堆肥舎です。総会資料12ページをご覧ください。丸の中の四角の中に長方形がありますが、これは県が昭和56年に設置したブロック造りの堆肥舎で、一部破損を確認しました。今回、その隣に新たに堆肥舎を建て牛糞と製造過程で出た茶殻を混合し、堆肥化することでした。 申請地の農地区分は農用区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途である農業施設用地に供する場合、転用許可も可能です。 以上のことにより調査委員協議の結果、用途区分の変更をしても問題ないのではないかとこの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。
議長	萩迫	はい。ご苦労様でした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって日程第5、議案第24号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。
委員	福岡裕幸	次に、日程第6、議案第25号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに、12ページ、番号18番を審議いたします。現地を調査された福岡裕幸委員の報告をお願いします。 議案第25号、番号18について報告いたします。調査日は4月7日、調査委員は柳井委員、脇田委員と私、福岡です。譲渡人は志布志市志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんで、譲受人は宮崎県串間市にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等は、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、小岩屋自動車先の御手洗橋を渡り右折、県道3号日南志布志線を450mほど進み右折し、市道大川内線を大川自治会方向に進み、自治会先の里道を700mほど進んだ東側に位置します。転用の目的は山

		<p>林です。〇〇さんは昨年まで水稻を作付けしていましたが、管理ができなくなり近隣の状況を踏まえ、〇〇さんが譲受後、杉を植える予定だそうです。〇〇さんは現在、付近に約4、5haほどの山林を所有、管理されています。申請地の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい。ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
委員	井久保	すいません、〇〇さんの職業を教えてくださいませんか。
委員	福岡裕幸	資料によりますと、建設業と農林業となっています。
議長	萩迫	他に御意見はございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号19番を審議いたします。現地を調査された柳井委員の報告をお願いいたします。
委員	柳井	<p>議案第25号、番号19について報告します。総会資料は17ページから19ページです。調査日は4月7日、調査委員は福岡委員、脇田委員と私、柳井で、事務局より2名の同行がありました。譲渡人は〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、市道弓場ヶ尾・佐野原線と県道3号日南志布志線の交わる三叉路を左折し、佐野原自治会方面へ300mほど進んだ右側の立花こども園入口をさらに100m進んだ右側に位置します。転用目的は、一般住宅です。排水は、北側県道沿いの側溝へ流すとのことでした。この申請地は志布志市の公売物件でした。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いします。</p>
議長	萩迫	はい。ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号20番を審議いたします。現地を調査された垣内委員の報告をお願いいたします。
委員	垣内	議案第25号、番号20について報告します。調査日は4月7日、調査委員は

		<p>隈元委員、井久保委員と私、垣内です。譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで、立会人は行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、有明町野井倉の肆部合公民館から市道吉村・押切線を南に750m進み右折し、市道肆部合住宅線を70m進み、さらに農道を90m進み、右折した左側に位置します。転用目的は一般住宅です。排水は集落排水へ流します。申請地は760㎡であります。北側が崖地であり高低差があるため、建築基準法上、宅地として利用できない面積を積算すると268㎡となり、残りの有効面積は494㎡となります。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい。ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に13ページ、21番を審議いたします。現地を調査された井久保委員の報告をお願いいたします。
委員	井久保	議案第25号、番号21について報告いたします。調査日は4月7日、調査委員は隈元委員、垣内委員と私、井久保で、事務局から1名の同行がありました。総会資料は、23ページから26ページをご覧ください。譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。 <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりで、申請地の現況は畑です。申請地の場所は、有明町野井倉西押切の菱田川沿いにあります通山地区浄化センターから市道上ノ浜・押切線を東方向に280m進んだ右側に位置します。転用目的は、駐車場を含む作業場所の確保と倉庫の建築です。周辺の状況は、北側が公衆道路、東側は宅地、南側、西側は田となっておりますが現況は畑で、花き園芸用のヒバ、ツツジ等の樹木や切り花等の花が植えられておりました。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子で、譲受人の〇〇さん63歳は、再任用の学校教職員です。今後、92歳と高齢な親の介護もあり、今年度いっぱい退職し、家業を引き継ぐとのこと。退職後の生活の安定を図るため、花き園芸用の倉庫を建て、駐車場を含む作業場所を整備するための申請ですが、現地調査の際、土地の一部にすでに碎石を敷設されていたため、始末書を添えての申請となっております。</p>

		<p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。第2種農地の農地転用は、代替地がない時に限って許可することができるとなっております。代替地を検討しましたが、適切な土地が他に見当たらないとの理由により申請されております。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい。ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号22番を審議いたします。番号22番は、先ほどの議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請に係る番号28番で審議されましたところの5条申請でございます。現地を調査された脇田祐二委員の報告をお願いします。
委員	脇田祐二	<p>議案第25号、番号22について報告します。総会資料は27ページから31ページです。調査日は4月7日、調査委員は柳井委員、福岡委員と私、脇田祐二です。事務局より2名の同行がありました。貸付人は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。借受人は、宮崎県都城市志比田町の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、市役所松山庁舎より県道110号塗木大隅線を泰野方面へ3kmほど進んだ半下石建設手前の三叉路を左折し、1.4km進んだ先を左折、農道を300mほど進んだ左側にあります。転用目的は、先ほど3条の区分地上権で審議されました営農型太陽光発電施設です。周囲の状況は、東側が畑、南側、西側、北側は道路となっております。排水につきましては、北側道路の側溝を利用されるとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、農用区域内農地であります。仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上、その農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当するところと見なしております。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地を一時転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
委員	井久保	総会資料29ページの地籍図では、申請地の東側がちょっと飛び出したような形になっていますが、ここは宅地ではないでしょうか。宅地であれば5条申請は必要ないと思いますので、申請地として表示する必要はないのでしょうか。
事務局	圖師	総会資料の29ページの地籍図につきましては、一体利用地ということで表

		記しているところですが、申請地自体は、井久保委員がおっしゃるとおり農地3,479㎡のうち11.1㎡となっております。
委員	井久保	ここは宅地だったと思うんですが、宅地で間違いなかったですかね。
事務局	圖師	井久保委員が今おっしゃってる総会資料29ページの地籍図の北側の道路に接した土地につきましては、宅地で間違いございません。
委員	井久保	その土地の東側は、農地でしたか。
事務局	圖師	その土地の東側を含む黒い線で囲った申請地については、宅地の一部を一体的に利用しているため、一体利用地として表記したものでございます。
委員	井久保	農地として使ってるということですね。
事務局	圖師	農地として使っているわけではありませんが、宅地の一部を太陽光発電施設の一部として使っているため、一体利用地として表記したところでございます。
委員	井久保	私としては、農地でなければ申請地に含めた表記にしないでいいのではないかと意見なんですが。
事務局	圖師	表記の方法はいろいろあるかと思いますが、今回は一体的に利用されている宅地の一部を含め一体利用地として表記したところでございます。御意見をいただきましたので、検討したいと思います。
議長	萩迫	他に御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。一時転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第25号農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第7、議案第26号農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。はじめに、農用地利用集積計画のうち所有権の移転について、事務局の説明を求めます。
事務局	宮田	議案第26号、農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分についてご説明いたします。議案書15ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。
		公告日は令和5年4月28日で、面積は田が2,662㎡、畑が8,527㎡となっております。所有権を移転する者は5人、所有権の移転を受ける者は4人で、売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書16ページと17ページに掲載してございますので、お目通しください。
		以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。まずは、16ページ番号5番から17ページ番号9番までと15ページの総括表について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに御異議ご

会場 議長	委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、利用権の設定及び転貸について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	桑水	<p>議案第26号、農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び転貸についてご説明申し上げます。議案書は、18ページから66ページとなっております。まずは、議案書18ページの利用権設定の総括表をご説明いたします。</p> <p>公告日は令和5年4月28日で、始期は令和5年5月1日となります。設定期間が1年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が77万408㎡、畑が17万1,952.39㎡、樹園地が7万8,351㎡で合計しますと32万7,711.39㎡となり、うち更新分は、13万2,327㎡となっております。利用権の設定をする者の数が94名で、利用権の設定を受けようとする者の数が52名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より42名少ないのは、受手、貸手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、19ページから57ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について議案書58ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和5年4月28日で、始期が令和5年5月1日であります。設定期間は5年から10年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。地目別の内訳は、田が2万4,581㎡、畑が5万9,119㎡で合計しますと8万3,700㎡となります。利用権の転貸をする者は、公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は、15名であります。詳細につきましては、59ページから66ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案26号農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び転貸について説明を終わります。御審議方、よろしく願います。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま、事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。19ページ番号1番については、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員にはここで退席をお願いいたします。</p>
会場 議長 会場 議長	委員 萩迫 委員 萩迫	<p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは番号1番について、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに御異議ございませんか。</p>
会場 議長 会場 議長	委員 萩迫 委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>次に、番号2番及び20ページ番号3番については、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員にはここで退席をお願いいたします。</p>
会場		<p>(〇〇委員 退席)</p>

議長	萩迫	それでは番号2番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号3番について、何か御意見ございませ んか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場	委員	(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に20ページ番号4番から57ページ番号105番までと、18ページの総括表 について審議いたします。これにつきまして何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、転貸について審議に入ります。59ページ番号 1番から66ページ番号19番までと、58ページの総括表について審議いたしま す。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって日程第7、議案第26号農用地利用集積計画決 定については原案のとおり決定いたしました。 以上で、全日程を終了いたしました。これで本日の会議を終了いたします。 お疲れ様でした。

上記会議の経過は、事務局長中水が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員